

吉見町建設工事等指名業者選考基準

(趣旨)

第1条 この基準は、法令、吉見町契約規則、吉見町請負事業の施行業者指名選考委員会規則及び吉見町建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する要綱並びに吉見町物品その他競争入札参加者の資格等に関する要綱に定める契約に関する指名業者の選考について、必要な事項を定めるものとする。

(選考基準)

第2条 指名業者の選考に当たっては、町内業者の育成に配慮するとともに、次に掲げる指名基準項目を総合的に勘案し選考するものとする。

- (1) 経営状況
- (2) 当該工事に対する地理的条件
- (3) 手持ち工事等から見た施工能力
- (4) 安全管理の状況
- (5) 労働福祉の状況
- (6) その他

2 前項の規定は、別表「指名業者選考運用基準」に定めるところにより運用するものとする。

(選考業者数)

第3条 建設工事等の1件当たりの選考業者数は、次の表に掲げる設計金額に応じ、区分するものとする。ただし、工種に応じて登録業者数、施工能力等の事情がある場合は、必要な範囲で選考業者数を減らすことができる。

| 設計金額 | 業者数 |
|---------------------|-----|
| 1,000万円以下 | 5以上 |
| 1,000万円を超え5,000万円以下 | 5以上 |
| 5,000万円を超え1億円以下 | 7以上 |
| 1億円を超える | 8以上 |

(選考方法の例外)

第4条 当該工事等の技術的条件、自然・地形的条件、周辺環境条件又は緊急性等の相当な理由があると認められる場合は、第2条の規定にかかわらず、ほかに適当であると認められる者を選考することができる。

2 特定の者一人を選考するときは、当該工事等の内容、特殊性、他の者との競争の必要性の有無等を総合的に勘案して、相当な理由があると認められるときに限り選

考することができる。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から適用する。

別表

指名業者選考運用基準

| 指名基準項目 | 基準 |
|------------------|---|
| 1 経営状況 | ア 経営状況の健全性（ただし、単に赤字決算のみをもって指名除外としないこと。） |
| 2 当該工事に対する地理的条件 | ア 契約権限のある本店又は営業所等の所在地と工事等の場所 |
| 3 手持ち工事等から見た施工能力 | ア 技術者数及び当該工事等と同種工事等の手持ち量から見た当該工事等の施工能力 |
| 4 安全管理の状況 | ア 建設業労働災害防止協会加入実績 イ 町発注工事等についての過去一定期間における死亡事故等の発注状況 |
| 5 労働福祉の状況 | ア 勤労者退職金共済機構（建退共）等との退職金共済契約の締結状況 |
| 6 その他 | ア 過去一定期間における指名停止又は指名除外若しくは建設業法等の違反処分状況 イ 過去一定期間の指名回数、契約実績等との比較 ウ 工事請負契約書及び入札参加時における違反状況 エ 格付けと当該工事の規模との関連性及び同一格付け内における施工能力、経営内容と工事規模との均衡 |

※ 本表は、建設工事の指名業者選考を前提にしたものであるもので、建設工事以外の業者の選考に際しては、「工事」を適宜読み替えて準用する。